

中華人民共和国公司法

中華人民共和国主席令 第 42 号

「中華人民共和国公司法」は、中華人民共和国第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議で 2005 年 10 月 27 日、改正可決されたので、ここに改正後の「中華人民共和国公司法」を公布し、2006 年 1 月 1 日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦涛
2005 年 10 月 27 日

(1993 年 12 月 29 日、第 8 期全国人民代表大会常務委員会第 5 回会議で可決。
1999 年 12 月 25 日、第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 13 回会議の「『中華人民共和国公司法』改正に関する決定」に基づき第 1 回改正。
2004 年 8 月 28 日、第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 11 回会議の「『中華人民共和国公司法』改正に関する決定」に基づき第 2 回改正。
2005 年 10 月 27 日、第 10 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議で改正。)

中華人民共和国公司法

目次

第 1 章 総則

第 2 章 有限責任会社の設立及び組織機構

第 1 節 設立

第 2 節 組織機構

第 3 節 一人有限責任会社の特別規定

第 4 節 国有独資会社の特別規定

第 3 章 有限責任会社の持分譲渡

第 4 章 株式有限公司の設立及び組織機構

第 1 節 設立

第 2 節 株主総会

第 3 節 董事会、經理

第 4 節 監事会

第 5 節 上場会社の組織機構の特別規定

第 5 章 株式有限公司の株式の発行及び譲渡

第 1 節 株式発行

第 2 節 株式譲渡

第 6 章 会社の董事、監事、高級管理職の資格及び義務

第 7 章 社債

第 8 章 会社の財務、会計

第 9 章 会社の合併、分割、増資、減資

第 10 章 会社の解散及び清算

第 11 章 外国会社の分支機構

第 12 章 法律責任

第 13 章 付則

第 1 章 総則

第 1 条 会社の組織及び行為を規範化し、公司、株主及び債権者の適法な權益を保護し、社会経済秩序を擁護し、社会主義市場経済の発展を促進するため、本法を制定する。

第 2 条 本法でいう公司とは、本法にしたがい中国国内において設立される有限責任公司及び株式有限公司を指す。

第 3 条 公司是企業法人であり、独立した法人財産を有し、法人財産権を有する。公司是、その全財産をもって会社の債務に責任を負う。

有限責任会社の株主は、その引受ける出資額を限度として公司に対して責任を負う。株式有限公司の株主は、その引受ける株式を限度として公司に対して責任を負う。

第 4 条 会社の株主は法により、資産収益、重大な意思決定への参加及び管理者選択等の権利を有する。

第 5 条 会社が経営活動に従事するにあたっては、法律、行政法規を遵守し、社会の公德、商業道德を遵守し、誠実に信用を守り、政府と一般公衆の監督を受け、社会的責任を負わなければならない。

公司の適法な權益は法律の保護を受け、侵害されない。

第 6 条 会社の設立にあたっては、法により公司登記機関に設立登記を申請しなければならない。本法で定める設立要件に適合するときは、公司登記機関は有限責任公司または株式有限公司としてそれぞれ登記する。本法で定める設立要件に適合しないときは、有限責任公司または株式有限公司として登記してはならない。

公司設立にあたり許可を受けなければならないと法律、行政法規で定めている場合は、公司登記の前に法により許可手続をしなければならない。

公衆は、公司登記機関に対して公司登記事項の照会を申請することができ、公司登記機関は照会サービスを提供しなければならない。

第7条 法により設立される公司については、公司登記機関が公司営業許可証を発給する。公司営業許可証の発行日をもって公司成立日とする。

公司営業許可証には、公司の名称、住所、登録資本、払込資本、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。

公司営業許可証の記載事項に変更が生じたときは、公司是法により変更登記手続をしなければならず、公司登記機関が新しい営業許可証を発行する。

第8条 本法により設立される有限責任公司是、その公司名称のなかに有限責任公司または有限公司の字句を明記しなければならない。

本法により設立される株式有限公司は、その公司名称のなかに株式有限公司または株式公司的字句を明記しなければならない。

第9条 有限責任公司を株式有限公司に変更するときは、本法で定める株式有限公司の要件に適合していなければならない。株式有限公司を有限責任公司に変更するときは、本法で定める有限責任公司的要件に適合していなければならない。

有限責任公司を株式有限公司に変更するときは、または株式有限公司を有限責任公司に変更するときは、公司変更前の債権、債務は変更後の公司が承継する。

第10条 公司是、その主たる事務所の所在地を住所とする。

第11条 公司を設立するときは、法により公司定款を作成しなければならない。公司定款は公司、株主、董事、監事、高級管理職に対して拘束力を有する。

第12条 公司的経営範囲は、公司定款で定め、法により登記する。公司是公司定款を変更し、経営範囲を変更することができる。但し、変更登記手続をしなければならない。

公司的経営範囲のうち、許可を受けなければならないと法律、行政法規で定めている項目については、法により許可を受けなければならない。

第13条 公司的法定代議者は、公司定款の定めにしたがい、董事長、執行董事または經理が務め、法により登記する。公司的法定代議者を変更するときは、変更登記手続をしなければならない。

第 14 条 公司是支店を設立することができる。支店を設立するときは、公司登記機関に登録申請し、営業許可証を取得しなければならない。支店は法人格を有さず、その民事責任は公司が負う。

公司是子会社を設立することができ、子会社は法人格を有し、法により独立して民事責任を負う。

第 15 条 公司是他の企業に投資することができる。但し、法律で別に定めがある場合をのぞき、投資先企業の債務について連帯責任を負う出資者となることはできない。

第 16 条 公司が他の企業に投資しまたは他人のために担保を提供するときは、公司定款の定めにしたがい、董事会または株主会、株主総会が決議する。投資または担保の総額及び 1 件の投資または担保の額について公司定款に限度額の定めがある場合は、所定の限度額を超えてはならない。

公司が公司株主または実質的支配者のために保証を提供するときは、株主会または株主総会の決議を経なければならない。

前項で定める株主または前項で定める実質的支配者の支配を受ける株主は、前項で定める事項の採決に参加してはならない。この採決は、会議に出席する他の株主の持つ議決権の過半数をもって可決する。

第 17 条 公司是従業員の適法な權益を保護し、法により従業員との間で労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全生産を実現しなければならない。

公司是、多様な形式を採用して、公司従業員の職業教育及び職場研修を強化し、従業員の素質を高めなければならない。

第 18 条 公司従業員は、「中華人民共和国工会法」により工会を組織し、工会活動をおこない、従業員の適法な權益を擁護する。公司是、自社の工会に必要な活動条件を提供しなければならない。公司工会は従業員を代表して、従業員の労働報酬、労働時間、福利、保険及び労働安全衛生等の事項につき法により公司との間で集団契約を締結する。

公司是、憲法及び関係法律の定めにより、従業員代表大会またはその他の形式を通じて、民主的管理を実行する。

公司が企業所有制形態改革及び経営面の重大問題を検討、決定し、重要な規則制度を制定するときは、公司工会の意見を聴取し、従業員代表大会またはその他の形式を通じて従業員の意見と提案を聴取しなければならない。

第 19 条 公司的なかには、中国共産党規約の定めに基づき、中国共産党の組織を設立し、党の活動をおこなう。公司是、党組織の活動に必要な条件を提供しなければならない。

第 20 条 公司株主は法律、行政法規及び公司定款を遵守し、法により株主の権利を行使しなければならず、株主の権利を濫用して公司または他の株主の利益を損なってはならない。また公司法人の独立した地位及び株主の有限責任を濫用して公司債権者の利益を損なってはならない。

公司株主が株主の権利を濫用して公司または他の株主に損失を生じさせたときは、法により賠償責任を負わなければならない。

公司株主が公司法人の独立した地位及び株主の有限責任を濫用し、債務を逃れ、公司債権者の利益を著しく損なったときは、公司債務について連帯責任を負わなければならない。

第 21 条 公司の支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職は、その関連関係を利用して公司の利益を損なってはならない。

前項の定め違反し、公司に損失を生じさせたときは、賠償責任を負わなければならない。

第 22 条 公司の株主会または株主総会、董事会の決議内容が法律、行政法規に違反しているときは、無効とする。

株主会または株主総会、董事会の会議招集手続、採決方法が法律、行政法規または公司定款に違反しているとき、または決議内容が公司定款に違反しているときは、株主は決議の日から 60 日以内に、人民法院に取消しを請求することができる。

株主が前項の定めにより訴訟を提起したときは、人民法院は公司の請求に応じて、株主に対して相応の担保を提供するよう求めることができる。

公司が株主会または株主総会、董事会の決議に基づきすでに変更登記手続をしている場合は、人民法院が当該決議の無効または当該決議の取消しを宣告した後、公司是公司登記機関に変更登記の取消しを申請しなければならない。

第 2 章 有限責任公司の設立及び組織機構

第 1 節 設立

第 23 条 有限責任公司を設立するにあたっては、次の要件を具備していなければならない。

- (1) 株主が法定の人数を満たしていること。
- (2) 株主の出資が法定資本最低限度額に達していること。
- (3) 株主が共同で公司定款を作成していること。
- (4) 公司名称があり、有限責任公司の要件を満たす組織機構が形成されていること。
- (5) 公司住所を有すること。

第 24 条 有限責任公司是、50 人以下の株主の出資により設立される。

第 25 条 有限責任公司の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 公司の名称及び住所。
- (2) 公司の経営範囲。
- (3) 公司の登録資本。
- (4) 株主の氏名または名称。
- (5) 株主の出資方法、出資額と出資日。
- (6) 公司の機関及びその選出方法、職権、議事規則。
- (7) 公司の法定代表者。
- (8) 株主総会が定める必要があると認めるその他の事項。

株主は、公司定款に署名、押印しなければならない。

第 26 条 有限責任公司の登録資本は、公司登記機関に登録した全株主が引受ける出資額とする。公司の全株主の初回出資額は、登録資本の 20% を下回ってはならず、法定の登録資本最低限度額をも下回ってはならないものとし、残りの部分は株主が公司成立の日から 2 年以内に満額払い込むものとし、投資公司の場合は 5 年以内に満額払い込んでもよい。

有限責任公司の登録資本の最低限度額は、人民幣 3 万元とする。

法律、行政法規で有限責任公司の登録資本の最低限度額についてこれより高い定めがあるときは、その定めによる。

第 27 条 株主は貨幣で出資することができ、現物、知的財産権、土地使用権等の貨幣により評価し法により譲渡することができる非貨幣財産を評価して出資することもできる。但し、出資とすることができないと法律、行政法規で定めている財産はこの限りではない。

出資とする非貨幣財産は評価し、財産を確認しなければならない、過大評価または過小評価してはならない。評価換算について法律、行政法規に定めがあるときは、その定めによる。

全株主の貨幣出資金額は、有限責任公司の登録資本の 30% を下回ってはならない。

第 28 条 株主は、公司定款で定められた各自の引受出資額を期日どおり満額払い込まなければならない。株主が貨幣で出資するときは、貨幣出資を有限責任公司が銀行に開設した口座に満額預け入れなければならない。非貨幣財産で出資するときは、法によりその財産権の移転手続をしなければならない。

株主が前項の定めどおりに出資を払い込まないときは、公司に対して満額払い込むほか、出資を期日どおり満額払い込んでいる株主に対して違約責任を負わなければならない。

第 29 条 株主が出資を払込んだ後、法により設立された出資検証機関が出資検証し証明を発行しなければならない。

第 30 条 株主の初回の出資につき法により設立された出資検証機関の出資検証を受けた後、全株主が指定する代表または共同で委託する代理人が、公司登記機関に公司登記申請書、公司定款、出資検証証明書等の書類を提出し、設立登記を申請する。

第 31 条 有限責任会社の成立後、公司設立の出資とする非貨幣財産の実際の価額が公司定款で定める価額より著しく低いことが判明したときは、当該出資を引渡した株主がその差額を補充しなければならない。ただし、公司設立時の他の株主は連帯責任を負う。

第 32 条 有限責任会社の成立後、株主に対して出資証明書を発行しなければならない。

出資証明書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会社の名称。
- (2) 会社の成立日。
- (3) 会社の登録資本。
- (4) 株主の氏名または名称、払込出資額及び出資日。
- (5) 出資証明書の番号及び発行日。

出資証明書は会社が押印する。

第 33 条 有限責任公司には株主名簿を備え置き、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 株主の氏名または名称及び住所。
- (2) 株主の出資額。
- (3) 出資証明書の番号。

株主名簿に記載された株主は、株主名簿を根拠として株主の権利の行使を主張することができる。

公司是、株主の氏名または名称及びその出資額を、公司登記機関に登記しなければならない。登記事項に変更が生じたときは、変更登記手続をしなければならない。登記または変更登記をしていない場合は、第三者に対抗できない。

第 34 条 株主は、公司定款、株主総会議事録、董事会会議決議、監事会会議決議及び財務会計報告を閲覧、複製する権利を有する。

株主は、会社の会計帳簿の閲覧を求めることができる。株主が会社の会計帳簿の閲覧を求めるときは、公司に対して書面による請求を提出し、目的を説明しなければならない。

会社は、合理的な根拠をもって株主の会計帳簿閲覧に不正な目的があり会社の適法な利益を損なう可能性があるとは判断したときは、閲覧に供することを拒むことができるが、その場合は株主が書面による請求を提出した日から 15 日以内に、株主に対して書面により回答し理由を説明しなければならない。会社が閲覧に供することを拒んだ場合、株主は人民法院に対して、会社が閲覧に供するよう請求することができる。

第 35 条 株主は、払込んだ出資比率に応じて配当を受取る。会社が資本を増加するときは、株主は払込んだ出資比率に応じて優先的に出資を引受ける権利を有する。但し、全株主が、出資比率による配当の受取りをしない旨または出資比率による優先的な出資引受けをしない旨を約定している場合は、この限りではない。

第 36 条 会社の成立後、株主は出資を引出してはならない。

第 2 節 組織機構

第 37 条 有限責任会社の株主会は、全株主により構成される。株主会は会社の権力機構であり、本法により職権を行使する。

第 38 条 株主会は次の職権を行使する。

- (1) 会社の経営方針及び投資計画を決定する。
- (2) 従業員代表が務めるものでない董事、監事の選挙及び交替をおこない、董事、監事の報酬に関する事項を決定する。
- (3) 董事会の報告を審議し承認する。
- (4) 監事会または監事の報告を審議し承認する。
- (5) 会社の年度財務予算案、決算案を審議し承認する。
- (6) 会社の利益分配案及び損失補填案を審議し承認する。
- (7) 会社の登録資本の増加または減少について決議する。
- (8) 社債の発行について決議する。
- (9) 会社の合併、分割、公司形態の変更、解散、または清算について決議する。
- (10) 公司定款を変更する。
- (11) 公司定款で定めるその他の職権。

前項に掲げる事項につき株主が書面形式により全員一致で同意を表明したときは、株主総会を開催せず、直接決定することができ、その場合は全株主が決定書類上に署名、押印する。

第 39 条 初回の株主総会は、出資額が最も多い株主が招集、主宰し、本法の定めにより職

権を行使する。

第 40 条 株主総会は定期総会と臨時総会とに分けられる。

定期総会は、公司定款の定めにしたがい期日どおり開催しなければならない。10 分の 1 以上の議決権を代表する株主、3 分の 1 以上の董事、監事会または監事会を置かない会社の監事が臨時総会の開催を提議したときは、臨時総会を開催しなければならない。

第 41 条 有限責任会社が董事会を置いている場合は、株主総会は董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行できないときまたは職務を履行しないときは、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できないときまたは職務を履行しないときは、半数以上の董事が共同で 1 人の董事を推挙して主宰する。

有限責任会社が董事会を置かない場合は、株主総会は執行董事が招集、主宰する。

董事会または執行董事が株主総会招集の職責を履行することができないときまたは履行しないときは、監事会または監事会を置かない会社の監事が招集、主宰する。監事会または監事が招集、主宰しないときは、10 分の 1 以上の議決権を代表する株主が自ら招集、主宰することができる。

第 42 条 株主総会を開催するときは、会議開催の 15 日前に全株主に通知しなければならない。但し、公司定款で別に定めがある場合または全株主に別段の約定がある場合はこの限りではない。

株主会は、審議事項の決定につき議事録を作成しなければならない。会議に出席した株主は議事録に署名しなければならない。

第 43 条 株主総会は、株主が出資比率に応じて議決権を行使する。

但し、公司定款で別に定めがある場合はこの限りではない。

第 44 条 株主会の議事方式及び議決手続は、本法に定めがあるものを除き、公司定款で定める。

株主総会が公司定款の変更、登録資本の増加または減少の決議、及び会社の合併、分割、解散または公司形態変更の決議をするときは、3 分の 2 以上の議決権を代表する株主により可決されなければならない。

第 45 条 有限責任公司には董事会を置き、その構成員は 3 人から 13 人とする。但し、本法第 51 条で別途定めるものはこの限りではない。

2 以上の国有企業または 2 以上のその他の国有投資主体が投資して設立する有限責任公司は、その董事会の構成員のなかに公司従業員

代表を含まなければならない。その他の有限責任会社は理事会の構成員のなかに会社従業員代表を含むことができる。理事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式を通じて民主的に選挙して選出する。

理事会には理事長 1 人を置き、副理事長を置くことができる。理事長、副理事長の選出方法は、会社定款で定める。

第 46 条 理事の任期は会社定款で定める。但し、1 期の任期は 3 年を超えてはならない。理事の任期が満了したときは、再選されれば再任することができる。

理事の任期満了にともない遅滞なく改選をしないとき、または理事が任期中に辞任し理事会の構成員が法定人数を下回ったときは、新たに選出された理事が就任するまで、前理事はなお法律、行政法規及び会社定款の定めにしたがい理事の職務を履行しなければならない。

第 47 条 理事会は株主会に対して責任を負い、次の職権を行使する。

- (1) 株主総会を招集し、株主会に事務報告をする。
- (2) 株主会の決議を執行する。
- (3) 会社の経営計画及び投資案を決定する。
- (4) 会社の年度財務予算案、決算案を作成する。
- (5) 会社の利益分配案及び損失補填案を作成する。
- (6) 会社の登録資本の増加または減少及び社債発行案を作成する。
- (7) 会社の合併、分割、解散または会社形態の変更案を作成する。
- (8) 公司内部管理機構の設置を決定する。
- (9) 会社の経理の任命または解任及びその報酬事項を決定し、経理の指名に基づき会社の副経理、財務責任者の任命または解任及びその報酬事項を決定する。
- (10) 会社の基本的管理制度を制定する。
- (11) 会社定款で定めるその他の職権。

第 48 条 理事会会議は理事長が招集、主宰する。理事長が職務を履行できないときまたは職務を履行しないときは、副理事長が招集、主宰する。副理事長が職務を履行できないときまたは職務を履行しないときは、半数以上の理事が共同で 1 人の理事を推挙して招集、主宰する。

第 49 条 理事会の議事方式及び採決手続は、本法に定めがあるものを除き、会社定款で定める。

理事会は、審議事項の決定につき議事録を作成しなければならない。会議に出席した理事は議事録に署名しなければならない。

董事会決議の採決は、1人1票制を実行する。

第50条 有限責任公司には經理を置くことができ、董事会が任命または解任を決定する。經理は董事会に対して責任を負い、次の職権を行使する。

- (1) 公司の生産經營管理業務を司り、董事会決議の実施を組織する。
- (2) 公司の年度經營計画及び投資案の実施を組織する。
- (3) 公司の内部管理機構設置案を立案する。
- (4) 公司の基本的管理制度を立案する。
- (5) 公司の具体的な規則を制定する。
- (6) 公司の副經理、財務責任者の任命または解任を提起する。
- (7) 董事会が任命または解任を決定すべきもの以外の管理責任者の任命または解任を決定する。
- (8) 董事会が付与するその他の職権。

公司定款で經理の職権について別に定めがあるときは、その定めによる。

經理は董事会會議に出席する。

第51条 株主の人数が少ないまたは規模が小さい有限責任公司是、1人の執行董事を置き、董事会を置かないことができる。執行董事は公司の經理を兼任することができる。

執行董事の職権は、公司定款で定める。

第52条 有限責任公司には監事会を置き、その構成員は3人を下回ってはならない。株主の人数が少ないまたは規模の小さい有限責任公司是、1人ないし2人の監事を置き、監事会を設けないことができる。

監事会には、株主代表及び妥当な比率の公司従業員代表を含まなければならず、そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は公司定款で定める。監事会の従業員代表は、公司従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式を通じて民主的に選挙し選出する。

監事会には主席1人を置き、全監事の過半数の選挙をもって選出する。監事会主席は、監事会會議を招集、主宰する。監事会主席が職務を履行することができないときまたは職務を履行しないときは、半数以上の監事が共同で1人の監事を推挙して監事会會議を招集、主宰する。

董事、高級管理職は監事を兼任してはならない。

第53条 監事の任期は1期3年とする。監事の任期が満了したときは、再選されれば再任することができる。

監事の任期満了にともない遅滞なく改選をしないとき、または監事が任期中に辞任し監

事会構成員が法定人数を下回ったときは、新たに選出された監事が就任するまでは、前監事はなお法律、行政法規及び公司定款の定めにより監事の職務を履行しなければならない。

第 54 条 監事会、監事会を置かない公司の監事は、次の職権を行使する。

(1) 公司の財務を検査する。

(2) 董事、高級管理職の公司職務執行行為について監事し、法律、行政法規、公司定款または株主会決議に違反する董事、高級管理職について免職の提案を提起する。

(3) 董事、高級管理職の行為が公司の利益を損なうときは、董事、高級管理職に是正を求める。

(4) 臨時株主総会の開催を提議し、董事会が本法で定める株主総会の招集と主宰の職責を履行しないときは、株主総会を招集、主宰する。

(5) 株主総会に提案を提出する。

(6) 本法第 152 条の定めにより、董事、高級管理職に対して訴訟を提起する。

(7) 公司定款で定めるその他の職権。

第 55 条 監事は董事会会議に出席し、董事会の決議事項について質問または提議を提出することができる。

監事会、監事会を置かない公司の監事は、公司の経営状況の異常を知ったときは、調査することができる。必要があれば、会計士事務所等に依頼してその作業を助けさせることができ、費用は公司が負担する。

第 56 条 監事会は 1 年度に少なくとも 1 回会議を開催し、監事は臨時監事会会議の開催を提議することができる。

監事会の議事方式及び採決手続は、本法に定めがあるものを除き、公司定款で定める。

監事会の決議は、半数以上の監事により可決されなければならない。

監事会は、審議事項の決定について議事録を作成しなければならない。会議に出席した監事は議事録に署名しなければならない。

第 57 条 監事会、監事会を置かない公司の監事が職権を行使するのに必要な費用は、公司が負担する。

第 3 節 一人有限責任公司の特別規定

第 58 条 一人有限責任公司の設立及び組織機構については、本節の定めを適用する。本節に定めのないときは、本章第 1 節、第 2 節の定めを適用する。

本法でいう一人有限責任公司とは、1 人の自然人株主または 1 人の法人株主しかいない有

限責任公司を指す。

第 59 条 一人有限責任公司の登録資本最低限度額は、人民幣 10 万元とする。株主は、公司定款で定める出資額を一度に満額払込まなければならない。

1 人の自然人が投資し設立することができるのは 1 の一人有限責任公司のみとする。その一人有限責任公司が投資して新たな一人有限責任公司を設立することはできない。

第 60 条 一人有限責任公司は、公司登記において自然人独資または法人独資と明記し、公司營業許可証に明示しなければならない。

第 61 条 一人有限責任公司の定款は、株主が作成する。

第 62 条 一人有限責任公司には株主会を置かない。株主が本法第 38 条第 1 項に掲げる決定をするときは、書面形式を採用し、株主が署名した後に公司に備え置かなければならない。

第 63 条 一人有限責任公司は一会計年度終了時ごとに財務会計報告書を作成し、会計士事務所 of 会計監査を受けなければならない。

第 64 条 一人有限責任公司の株主は、公司財産が株主自身の財産から独立していることを証明できないときは、公司債務に対して連帯責任を負わなければならない。

第 4 節 国有独資公司の特別規定

第 65 条 国有独資公司の設立及び組織機構については、本節の定めを適用する。本節に定めがないときは、本章第 1 節、第 2 節の定めを適用する。

本法でいう国有独資公司とは、国家が単独出資し、國務院または地方人民政府が当該級人民政府国有資産監督管理機関に出資者としての職責履行の権限を付与する有限責任公司を指す。

第 66 条 国有独資公司の定款は、国有資産監督管理機関が作成し、または董事会が作成して国有資産監督管理機関に許可を求める。

第 67 条 国有独資公司には株主会を置かず、国有資産監督管理機関が株主会の職権を行使する。国有資産監督管理機関は、株主会の一部の職権を行使し公司の重大事項を決定する権限を公司董事会に付与することができる。但し、公司の合併、分割、解散、登録資本の

増加または減少及び社債の発行については、国有資産監督管理機関が決定しなければならない。このうち、重要な国有独資会社が合併、分割、解散、破産申請するときは、国有資産監督管理機関が審査許可した後、当該級人民政府の許可を求めなければならない。

前項でいう重要な国有独資会社は、國務院の規定により決定する。

第 68 条 国有独資公司には董事会を置き、本法第 47 条、第 67 条の定めにより職権を行使する。董事の任期は 1 期 3 年を超えてはならない。

董事会構成員には公司従業員代表を含んでいなければならない。董事会構成員は、国有資産監督管理機関が任命する。但し、董事会構成員のなかの従業員代表は、公司従業員代表大会の選挙により選出する。

董事会には董事長 1 人を置き、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長は、国有資産監督管理機関が董事会構成員のなかから指定する。

第 69 条 国有独資公司には經理を置き、董事会が任命または解任する。經理は本法第 50 条の定めにより職権を行使する。

国有資産監督管理機関の同意を得たうえで、董事会構成員は經理を兼任することができる。

第 70 条 国有独資公司の董事長、副董事長、董事、高級管理職は、国有資産監督管理機関の同意を得ずに、他の有限責任公司、株式有限公司またはその他の経済組織で兼職してはならない。

第 71 条 国有独資公司の監事会構成員は 5 人を下回ってはならず、そのうち従業員代表の比率は 3 分の 1 を下回ってはならず、具体的な比率は公司定款で定める。

監事会構成員は国有資産監督管理機関が任命する。但し、監事会構成員のなかの従業員代表は、公司従業員代表大会の選挙により選出する。監事会主席は、国有資産監督管理機関が監事会構成員のなかから指定する。

監事会は、本法第 54 条第(1)号から第(3)号で定める職権及び國務院が定めるその他の職権を行使する。

第 3 章 有限責任公司の持分譲渡

第 72 条 有限責任公司の株主の間で、互いにその持分の全部または一部を譲渡することができる。

株主が株主以外の人に持分を譲渡するときは、他の株主の過半数の同意を得なければならない。株主は、その持分譲渡事項を他の株主に書面で通知して同意を求めなければならない。

ず、他の株主が書面通知を受取った日から 30 日を過ぎても回答しないときは、譲渡に同意したものとみなす。他の株主の半数以上が譲渡に同意しないときは、同意しない株主は譲渡されるその持分を買取らなければならない。

買取らないときは、譲渡に同意したものとみなす。

株主の同意を得て譲渡される持分について、同等の条件において、他の株主は優先買取権を有する。2 人以上の株主が優先買取権の行使を主張するときは、協議のうえ各自の買取比率を決定する。協議しても合意に達しないときは、譲渡時の各自の出資比率に応じて優先買取権を行使する。

公司定款で持分譲渡について別に定めがあるときは、その定めによる。

第 73 条 人民法院が法律で定める強制執行手続により株主の持分を譲渡するときは、公司及び全株主に通知しなければならない。他の株主は同等の条件において優先買取権を有する。他の株主が人民法院の通知の日から 20 日を過ぎても優先買取権を行使しないときは、優先買取権を放棄したものとみなす。

第 74 条 本法第 72 条、第 73 条により持分を譲渡した後、公司是前株主の出資証明書を取消し、新株主に対して出資証明書を発行し、それに応じて公司定款及び株主名簿の株主及びその出資額に関する記載を変更しなければならない。この場合の公司定款の当該条項についての変更は株主会の採決を要しない。

第 75 条 次の状況の一に該当するときは、株主会の当該決議に反対票を投じた株主は、公司に対して合理的な価格でその者の持分を買取るよう請求できる。

(1) 会社が 5 年連続して株主に利益を分配しないが、会社がその 5 年に連続して利益をあげており、かつ本法で定める利益分配の条件を満たしているとき。

(2) 会社が合併、分割、主要財産を譲渡したとき。

(3) 公司定款で定める営業期間が満了しまたは定款で定めるその他の解散事由が生じ、株主総会が公司定款を変更し公司を存続する決議をしたとき。

株主総会の決議可決の日から 60 日以内に、株主と公司との間で持分買取りにつき合意に達することができない場合は、株主は株主総会の決議可決の日から 90 日以内に、人民法院に訴訟を提起することができる。

第 76 条 自然人株主の死亡後、その適法な承継人は株主としての資格を承継することができる。但し、公司定款で別に定めがある場合はこの限りではない。

第 4 章 株式有限公司の設立及び組織機構

第 1 節 設立

第 77 条 株式有限公司を設立するにあたっては、次の要件を具備していなければならない。

- (1) 発起人が法定人数を満たしていること。
- (2) 発起人引受け及び募集による株式資本が、法定資本最低限度額に達していること。
- (3) 株式の発行、設立準備事項が法律の定めにも適合していること。
- (4) 発起人が公司定款を作成し、募集方式を採用して設立する場合は設立総会で可決されていること。
- (5) 公司名称を有し、株式有限公司の要件を満たす組織機構を形成していること。
- (6) 公司の住所を有すること。

第 78 条 株式有限公司の設立は、発起設立または募集設立の方式をとることができる。

発起設立とは、発起人が公司の発行すべき株式の全部を引受けて公司を設立するものを指す。

募集設立とは、発起人が公司の発行すべき株式の一部を引受け、残りの株式は一般から公開募集するかまたは特定の対象から募集して公司を設立するものを指す。

第 79 条 株式有限公司を設立するときは、2 人以上 200 人以下の発起人がいなくてはならず、そのうち半数以上の発起人が中国国内に住所を有していなければならない。

第 80 条 株式有限公司の発起人は、公司の設立準備事務を担当する。

発起人は、発起人取決めを締結し、公司設立の過程における各自の権利と義務を明確にしなければならない。

第 81 条 株式有限公司を発起設立方式により設立するときは、登録資本は公司登記機関に登録した全発起人の引受ける株式資本総額とする。公司の全発起人の初回出資額は登録資本の 20% を下回ってはならず、残りの部分は発起人が公司成立の日から 2 年以内に満額払込む。投資公司の場合は 5 年以内に満額払い込んでもよい。満額払い込むまでは、他人から株式を募集してはならない。

株式有限公司を募集方式により設立するときは、登録資本は公司登記機関に登録した払込株式資本総額とする。

株式有限公司の登録資本の最低限度額は、人民幣 500 万元とする。
法律、行政法規で株式有限公司の登録資本最低限度額についてこれより高い定めがある場合は、その定めによる。

第 82 条 株式有限公司の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会社の名称及び住所。
- (2) 会社の経営範囲。
- (3) 会社の設立方式。
- (4) 会社の株式総数、1株の金額及び登録資本。
- (5) 発起人の氏名または名称、引受株式数、出資方法及び出資日。
- (6) 董事会の構成、職権及び議事規則。
- (7) 会社の法定代表者。
- (8) 監事会の構成、職権及び議事規則。
- (9) 会社の利益分配方法。
- (10) 会社の解散事由及び清算方法。
- (11) 会社の通知及び公告の方法。
- (12) 株主総会が定める必要があると認めるその他の事項。

第 83 条 発起人の出資方法については、本法第 27 条の定めを適用する。

第 84 条 発起設立方式により株式有限公司を設立するときは、発起人は書面により公司定款で引受けの旨を定めている株式を全額引受けなければならない。一括払込の場合は、ただちに出資を全額払込まなければならない。分割払込の場合は、ただちに初回出資を払込まなければならない。非貨幣財産により出資する場合は、法によりその財産権の移転手続をしなければならない。

発起人が前項の定めどおりに出資を払込まないときは、発起人取決めにより違約責任を負わなければならない。

発起人が初回の出資払込をした後、董事会及び監事会を選挙し、董事会が公司定款、法により設立された出資検証機関が発行した出資検証証明及び法律、行政法規で定めるその他の書類を公司登記機関に提出し、設立登記を申請しなければならない。

第 85 条 募集設立方式により株式有限公司を設立するときは、発起人の引受株式が公司株式総数の 35%を下回ってはならない。但し、法律、行政法規で別に定めがある場合は、その定めによる。

第 86 条 発起人が株式を一般から公開募集するときは、株式募集説明書を公告し、株式申込書を作成しなければならない。株式申込書には本法第 87 条に掲げる事項を記載し、株式引受人が引受株式数、金額、住所を記入し、署名、押印しなければならない。株式引受人は引受株式数に応じて出資金を払込む。

第 87 条 株式募集説明書には、発起人が作成した公司定款を添付し、次の事項を記載しな

なければならない。

- (1) 発起人の引受株式数。
- (2) 1 株の額面金額及び発行価格。
- (3) 無記名株券の発行総数。
- (4) 募集資金の用途。
- (5) 株式引受人の権利、義務。
- (6) 当該回の株式募集の始期と終期及び期限をすぎても全てが引受けられなかった場合は株式引受人はその引受株式を撤回できることの説明。

第 88 条 発起人が株式を一般から公開募集するときは、法により設立された証券会社が受託販売し、販売受託取決めを締結しなければならない。

第 89 条 発起人が株式を一般から公開募集するときは、銀行との間で出資金代理收受取決めを締結しなければならない。

出資金を代理收受する銀行は、取決めにしたがい出資金を代理收受して保管し、出資金を払込んだ株式引受人に対して受領証憑を発行し、関係部門に対して受領証明を発行する義務を負う。

第 90 条 発行株式の出資金が全て払込まれた後は、法により設立された出資検証機関による出資検証と証明発行を受けなければならない。発起人は、出資金が全て払い込まれた日から 30 日以内に、公司設立総会を主宰、開催しなければならない。設立総会は発起人、株式引受人により構成される。

発行する株式が株式募集説明書の締切期限をすぎてもまだ全て引受けられないとき、または発行株式の出資金が全て払込まれた後に発起人が 30 日以内に設立総会を開催しないときは、株式引受人は、払込んだ出資金に銀行の同期の預金利息を加算し、発起人に返還を求めることができる。

第 91 条 発起人は、設立総会開催の 15 日前に会議期日を各株式引受人に通知するかまたは公告しなければならない。設立総会は、株式総数の過半数を代表する発起人、株式引受人が出席しなければ開催できない。

設立総会は次の職権を行使する。

- (1) 会社の設立準備状況に関する発起人の報告を審議する。
- (2) 公司定款を可決する。
- (3) 董事会の構成員を選挙する。
- (4) 監事会の構成員を選挙する。
- (5) 会社の設立費用について審査する。

(6) 発起人が出資金に充当する財産の評価について審査する。

(7) 不可抗力が発生または経営条件に重大な変化が生じて公司設立に直接の影響が生じたときは、公司を設立しない旨の決議をすることができる。

設立総会が前項に掲げる事項について決議するときは、会議に出席した株式引受人の持つ議決権の過半数により可決しなければならない。

第 92 条 発起人、株式引受人が出資金を払込みまたは出資金に充当する出資を引渡した後、期日どおりに株式が全て引受けられない場合、発起人が期日どおり設立総会を開催しない場合または設立総会で公司を設立しない旨の決議をした場合を除き、その株式資本を引出してはならない。

第 93 条 董事会は設立総会終了後 30 日以内に、公司登記機関に次の書類を提出し、設立登記を申請しなければならない。

(1) 公司登記申請書。

(2) 設立総会の議事録。

(3) 公司定款。

(4) 出資検証証明。

(5) 法定代表者、董事、監事の就任書類及びその身分証明。

(6) 発起人の法人格証明または自然人の身分証明。

(7) 公司の住所証明。

募集方式により株式有限公司を設立し株券を公開発行する場合は、このほかに公司登記機関に対して国务院証券監督管理機関の許可書類を提出しなければならない。

第 94 条 株式有限公司の成立後、発起人が公司定款の定めどおり出資を満額払込んでいないときは、引続き払込まなければならず、他の発起人は連帯責任を負う。

株式有限公司の成立後、公司設立の出資とする非貨幣財産の実際の価額が公司定款で定める価額より著しく低いことが判明したときは、当該出資を引渡した発起人はその差額を補填しなければならず、他の発起人は連帯責任を負う。

第 95 条 株式有限公司の発起人は、次の責任を負わなければならない。

(1) 公司が成立できないときは、設立行為により発生した債務及び費用について、連帯責任を負う。

(2) 公司が成立できないときは、株式引受人がすでに払い込んだ出資金について、出資金に同期の銀行預金利息を加算して返還する連帯責任を負う。

(3) 公司設立の過程において、発起人の過失により公司の利益が損害を受けたときは、公司に対して賠償責任を負わなければならない。

第 96 条 有限責任公司を株式有限公司に変更するときは、換算した払込株式資本総額が会社の純資産額を上回ってはならない。有限責任公司を株式有限公司に変更し、資本増加のために株式を公開発行する場合は、法により手続しなければならない。

第 97 条 株式有限公司は、公司定款、株主名簿、社債原簿、株主総会議事録、董事会議事録、監事会議事録、財務会計報告を自社に備え置かなければならない。

第 98 条 株主は、公司定款、株主名簿、社債原簿、株主総会議事録、董事会決議、監事会議決議、財務会計報告を閲覧し、会社の経営について提案または質問をする権利を有する。

第 2 節 株主総会

第 99 条 株式有限公司の株主総会は、全株主により構成される。株主総会は会社の権力機構であり、本法により職権を行使する。

第 100 条 本法第 38 条第 1 項の有限責任公司の株主会の職権に関する定めは、株式有限公司の株主総会に適用する。

第 101 条 株主総会は 1 年に 1 回、年次総会を開催しなければならない。次の状況の一に該当するときは、2 カ月以内に臨時株主総会を開催しなければならない。

- (1) 董事の人数が本法で定める人数または公司定款で定める人数の 3 分の 2 に満たなくなったとき。
- (2) 会社の未補填損失が払込株式資本総額の 3 分の 1 に達したとき。
- (3) 単独または合計して公司株式の 10% 以上を持つ株主が請求したとき。
- (4) 董事会が必要だと認めたとき。
- (5) 監事会が開催を提議したとき。
- (6) 公司定款で定めるその他の場合。

第 102 条 株主総会は董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行することができないときまたは職務を履行しないときは、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行できないときまたは職務を履行しないときは、半数以上の董事が共同で 1 人の董事を推挙して主宰する。

董事会が株主総会召集の職責を履行できないまたは履行しないときは、監事会が遅滞なく招集、主宰しなければならない。監事会が招集、主宰しない場合は、連続 90 日以上単独でまたは合計して公司株式の 10% 以上を持つ株主が、自ら招集、主宰することができる。

第 103 条 株主総会の開催にあたっては、会議開催の期日、場所及び審議事項を、会議開催の 20 日前に各株主に通知しなければならない。臨時株主総会の場合は、会議開催の 15 日前に各株主に通知しなければならない。無記名株券を発行している場合は、会議開催の 30 日前に会議開催の期日、場所及び審議事項を公告しなければならない。

単独または合計して公司株式の 3%以上を持つ株主は、株主総会開催の 10 日前に臨時提案を提起し書面で董事会に提出することができる。董事会は、提案を受取った後 2 日以内に他の株主に通知し、当該臨時提案を株主総会の審議に付さなければならない。臨時提案の内容は、株主総会の職権範囲に属するものであり、明確な議題と具体的な決議事項があるものでなければならない。

株主総会は、前 2 項の通知に記載していない事項について決議してはならない。

無記名株券の保有者が株主総会に出席するときは、会議開催の 5 日前から株主総会閉会まで、株券を会社に預けなければならない。

第 104 条 株主が株主総会に出席するにあたっては、1 株につき 1 議決権を有する。但し、会社の保有する自社株式には議決権はない。

株主総会の決議は、会議に出席する株主の持つ議決権の過半数をもって可決されなければならない。但し、株主総会が公司定款の変更、登録資本の増加または減少の決議、及び会社の合併、分割、解散または公司形態変更の決議をするには、会議に出席する株主の持つ議決権の 3 分の 2 以上により可決されなければならない。

第 105 条 本法及び公司定款で会社の重大な資産の譲渡、譲受、または対外的な担保提供等の事項につき株主総会の決議を要すると定めているときは、董事会は遅滞なく株主総会を招集し、株主総会は上記事項につき採決しなければならない。

第 106 条 株主総会が董事、監事を選挙するときは、公司定款の定めまたは株主総会の決議に基づき、累積投票制を実行することができる。

本法でいう累積投票制とは、株主総会が董事または監事を選挙する際に、1 株につき選出すべき董事または監事の人数と同じ数の議決権を持ち、株主は手持ちの議決権を集中して使うことができるものを指す。

第 107 条 株主は代理人に株主総会への出席を委任することができ、代理人は会社に株主の授權委任状を提出し、授權範囲内で議決権を行使しなければならない。

第108条 株主総会は、審議事項の決定につき議事録を作成しなければならず、議長、会議に出席した董事は議事録に署名しなければならない。議事録は出席した株主

の署名簿及び代理出席の委任状とあわせて保存しなければならない。

第 3 節 董事会、経理

第 109 条 株式会社には董事会を置き、その構成員は 5 人から 19 人とする。

董事会構成員には会社従業員代表を含むことができる。董事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式を通じて民主的に選挙して選出する。

本法第 46 条の有限責任会社の董事の任期に関する定めは、株式会社の董事に適用する。

本法第 47 条の有限責任会社の董事会の職権に関する定めは、株式会社の董事会に適用する。

第 110 条 董事会には董事長 1 人を置き、副董事長を置くことができる。董事長と副董事長は、董事会が全董事の過半数の選挙により選出する。

董事長は董事会会議を招集、主宰し、董事会決議の実施状況を検査する。副董事長は、董事長の任務を助け、董事長が職務を履行できないときまたは職務を履行しないときは、副董事長が職務を履行する。副董事長が職務を履行できないときまたは職務を履行しないときは、半数以上の董事が共同で 1 人の董事を推挙して職務を履行する。

第 111 条 董事会は 1 年度に少なくとも 2 回会議を開催し、会議開催の都度、会議開催の 10 日前に董事と監事全員に通知しなければならない。

10 分の 1 以上の議決権を代表する株主、3 分の 1 以上の董事または監事会は、董事会臨時会議の開催を提議することができる。董事長は、提議を受取ってから 10 日以内に、董事会会議を招集、主宰しなければならない。

董事会の臨時会議の開催については、董事会召集の通知方法と通知期限を別途定めることができる。

第 112 条 董事会会議は、過半数の董事が出席しなければ開催することができない。董事会の決議は、全董事の過半数により可決されなければならない。

董事会決議の採決は、1 人 1 票制を実行する。

第 113 条 董事会会議は、董事本人が出席しなければならない。董事が事情により出席できないときは、書面により他の董事に代理出席を委任することができ、委任状には授權範囲を明記しなければならない。

董事会は、会議の審議事項の決定について議事録を作成しなければならず、会議に出席

した董事は議事録に署名しなければならない。

董事は、董事会の決議に対して責任を負わなければならない。董事会の決議が法律、行政法規または公司定款、株主総会決議に違反しており、公司に重大な損失を生じさせた場合は、決議に参加した董事は公司に対して賠償責任を負う。但し、採決時に異議を表明しており議事録にも記載されていることが証明されれば、当該董事は責任を免れることができる。

第 114 条 株式有限公司には經理を置き、董事会が任命または解任を決定する。

本法第 50 条の有限責任公司の經理の職権に関する定めは、株式有限公司の經理に適用する。

第 115 条 公司董事会は、董事会構成員が經理を兼任する旨を決定することができる。

第 116 条 公司是、直接または子会社を通じて、董事、監事、高級管理職に貸付をしてはならない。

第 117 条 公司是株主に対して定期的に、董事、監事、高級管理職が公司から得ている報酬の状況を開示しなければならない。

第 4 節 監事会

第 118 条 株式有限公司には監事会を置き、その構成員は 3 人を下回ってはならない。

監事会には、株主代表及び適切な比率の公司従業員代表が含まれていなければならない、そのうち従業員代表の比率は 3 分の 1 を下回ってはならず、具体的な比率は公司定款で定める。監事会の従業員代表は、公司従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式を通じて民主的に選挙し選出する。

監事会には主席 1 人を置き、副主席を置くことができる。監事会主席と副主席は全監事の過半数の選挙により選出する。監事会主席は、監事会会議を招集、主宰する。監事会主席が職務を履行できないときまたは職務を履行しないときは、監事会副主席が監事会会議を招集、主宰する。監事会副主席が職務を履行できないときまたは職務を履行しないときは、半数以上の監事が共同で 1 人の監事を推挙し監事会会議を招集、主宰する。

董事、高級管理職は、監事を兼任してはならない。

本法第 53 条の有限責任公司の監事の任期に関する定めは、株式有限公司の監事に適用する。

第 119 条 本法第 54 条、第 55 条の有限責任公司の監事会の職権に関する定めは、株式有

限会社の監事会に適用する。

監事会が職権を行使するのに必要な費用は、会社が負担する。

第 120 条 監事会は少なくとも 6 カ月に 1 回会議を開催する。監事は臨時監事会会議の開催を提議することができる。

監事会の議事方式及び採決手続は、本法に定めがあるものを除き、公司定款で定める。

幹事会の決議は、半数以上の監事により可決されなければならない。

監事会は、審議事項の決定について議事録を作成しなければならないが、会議に出席した監事は議事録に署名しなければならない。

第 5 節 上場会社の組織機構の特別規定

第 121 条 本法でいう上場会社とは、その株式が証券取引所に上場され取引される株式有
限会社を指す。

第 122 条 上場会社が 1 年のうちに重大な資産を購入、売却または担保金額が公司資産
総額の 30% を超えるときは、株主総会が決議し、会議に出席した株主の持つ議決権の 3 分
の 2 以上により可決しなければならない。

第 123 条 上場会社には社外董事を置き、具体的な方法は国務院が定める。

第 124 条 上場会社には董事会秘書を置き、会社の株主総会と董事会会議の準備、文書保
管及び公司株主資料の管理を担当し、情報開示事務等の事項を処理する。

第 125 条 上場会社の董事が、董事会会議の決議事項に係る企業と関連関係を有する
ときは、当該決議について議決権を行使してはならず、他の董事を代理して議決権を行使し
てはならない。当該董事会会議は、過半数の関連関係のない董事の出席があれば開催するこ
とができ、董事会会議の決議は関連関係のない董事の過半数により可決しなければならない。
董事会に出席する関連関係のない董事の人数が 3 人に満たない場合は、当該事項を上
場会社の株主総会の審議に付さなければならない。

第 5 章 株式有 限会社の株式の発行及び譲渡

第 1 節 株式の発行

第 126 条 株式有
限会社の資本は株式に区分し、1 株の金額はそれぞれ等しいものとする。

会社の株式は、株券の形式をとる。株券は、会社が発行する、株主の持つ株式を証明する証憑である。

第 127 条 株式の発行は、公平、公正の原則を実行し、同一種類の 1 株は同等の権利を有していなければならない。

同一回に発行する同一種類の株券は、1 株の発行条件と価格がそれぞれ同じでなければならない。いかなる組織または個人の引受ける株式も、1 株につき同じ代価を支払わなければならない。

第 128 条 株券の発行価格は額面金額どおりでも、額面金額を超えてもよいが、但し額面金額を下回ってはならない。

第 129 条 株券は紙による形式または国務院証券監督管理機関が定めるその他の形式を採用する。

株券には、次の主要事項を記載しなければならない。

- (1) 会社の名称。
- (2) 会社の成立日。
- (3) 株券の種類、額面金額及びその表す株式数。
- (4) 株券の番号。

株券は、法定代表者が署名し、会社が押印する。

発起人の株券には、発起人株の字句を明示しなければならない。

第 130 条 会社が発行する株券は、記名株券としてもよく、無記名株券としてもよい。

会社が発起人、法人に対して発行する株券は、記名株券としなければならないが、当該発起人、法人の名称または氏名を記載しなければならないが、別名義または代表者の氏名で記名してはならない。

第 131 条 会社が記名株券を発行するときは、株主名簿を備え置き、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 株主の氏名または名称及び住所。
- (2) 各株主の持つ株式数。
- (3) 各株主の持つ株券の番号。
- (4) 各株主が株式を取得した日。

無記名株券を発行するときは、会社はその株券の数、番号及び発行日を記載しなければならない。

第 132 条 国務院は、会社が本法で定めるもの以外の種類の株式を発行することについて、別に規定することができる。

第 133 条 株式有限公司の成立後、ただちに株主に対して正式に株券を引き渡す。会社の成立前に株主に株券を引き渡してはならない。

第 134 条 会社が新株を発行するときは、株主総会は次の事項について決議しなければならない。

- (1) 新株の種類と額。
- (2) 新株の発行価格。
- (3) 新株発行の始期と終期。
- (4) 従来株主に対して発行する新株の種類と額。

第 135 条 会社が国務院証券監督管理機関の許可を受けて新株を公開発行するときは、新株株式募集説明書と財務会計報告を公告し、株式申込書を作成しなければならない。

本法第 88 条、第 89 条の定めは、公司の新株公開発行に適用する。

第 136 条 会社が新株を発行するときは、会社の経営状況と財務状況に基づいて、その価格設定案を決定することができる。

第 137 条 会社が新株を発行し出資金がすべて引受けられた後、公司登記機関に対して変更登記手続をし、公告しなければならない。

第 2 節 株式譲渡

第 138 条 株主の持つ株式は、法により譲渡することができる。

第 139 条 株主がその株式を譲渡するときは、法により設立された証券取引施設でおこなうかまたは国務院が定めるその他の方法によりおこなわなければならない。

第 140 条 記名株券の譲渡は、株主が裏書方式または法律、行政法規で定めるその他の方式により譲渡する。譲渡後、公司是譲受人の氏名または名称及び住所を、株主名簿に記載する。

株主総会の開催前 20 日間または会社が配当分配を決める基準日前 5 日間は、前項で定める株主名簿の変更登記をしてはならない。但し、上場公司の株主名簿の変更登記について法律に別の定めがあるときは、その定めによる。

第 141 条 無記名株券の譲渡は、株主が当該株券を譲受人に引き渡すことで譲渡の効力が生じる。

第 142 条 発起人の持つ自社株は、公司成立の日から 1 年間は譲渡してはならない。公司在株式の公開発行前にすでに発行した株式は、公司の株が証券取引所で上場取引された日から 1 年間は譲渡してはならない。

公司の董事、監事、高級管理職は、公司に対して、その者の保有する自社の株式及びその変動状況を申告しなければならず、在任期間中は 1 年に譲渡する株式がその者の保有する自社株式総数の 25% を超えてはならず、保有している自社株は公司の株の上場取引の日から 1 年間は譲渡してはならない。上記の者の離職後半年間は、その保有する自社の株式を譲渡してはならない。公司定款で、公司の董事、監事、高級管理職が持つ自社株の譲渡について、その他の制限規定を設けることができる。

第 143 条 公司は、自社の株式を買上げてはならない。但し、次の状況の一に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 公司の登録資本を減少するとき。
- (2) 自社の株式を保有する他の公司与合併するとき。
- (3) 株式を自社の従業員への褒賞とするとき。
- (4) 株主が、株主総会による公司の合併、分割決議に異議があることを理由として、公司にその株式の買取を求めたとき。

公司在前項第(1)号から第(3)号の原因により自社株を買取るときは、株主総会の決議を経なければならない。公司在前項の定めにより自社株を買取った後、第(1)号に該当する場合は、買取の日から 10 日以内に抹消しなければならない。第(2)号、第(4)号に該当する場合は、6 カ月以内に譲渡または抹消しなければならない。

公司在第 1 項第(3)号の定めにより買取る自社株は、自社の発行済み株式総額の 5% を超えてはならない。買取に充てる資金は、公司の税引後利益から支出しなければならない。また買取った株式は、1 年以内に従業員に譲渡しなければならない。

公司は、自社株を質権の対象として受取ってはならない。

第 144 条 記名株券が盗難、遺失または滅失にあったときは、株主は「中華人民共和国民事訴訟法」で定める公示催告手続により、人民法院に当該株券の失効宣告を請求することができる。人民法院が当該株券の失効を宣告した後、株主は公司に株券の再発行を申請することができる。

第 145 条 上場公司の株券は、関係法律、行政法規及び証券取引所の取引規則にしたがい

上場取引する。

第 146 条 上場会社は、法律、行政法規の定めにしたがい、その財務状況、経営状況及び重大な訴訟を公開し、1 会計年度中に半年に 1 回、財務会計報告を公表しなければならない。

第 6 章 会社の董事、監事、高級管理職の資格及び義務

第 147 条 次の状況の一に該当するときは、会社の董事、監事、高級管理職を務めてはならない。

- (1) 民事行為能力がないまたは民事行為能力が制限されているとき。
- (2) 汚職、賄賂、財産の横領、財産の流用または社会主義市場経済秩序の破壊により刑罰に処され、執行期間が満了してから 5 年を経過していないとき、または犯罪により政治的権利を剥奪され、執行期間満了から 5 年を経過していないとき。
- (3) 破産清算した会社・企業の董事または工場長、経理を務め、当該会社・企業の破産について個人的責任があり、当該会社・企業の破産清算完了の日から 3 年を経過していないとき。
- (4) 違法により営業許可証の取消し、閉鎖命令を受けた会社・企業の法定代表者を務め、個人的責任があり、当該会社・企業の営業許可証取消の日から 3 年を経過していないとき。
- (5) 個人で負っている多額な債務を、期限が到来しても弁済していないとき。

会社が前項の定め違反して董事、監事を選挙、任命または高級管理職を委任したときは、当該選挙、任命または委任は無効とする。

董事、監事、高級管理職の在任期間中に、本条第 1 項に掲げる状況が生じたときは、会社はその者の職務を解かなければならない。

第 148 条 董事、監事、高級管理職は法律、行政法規及び公司定款を遵守しなければならず、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負う。

董事、監事、高級管理職は、職権を利用して賄賂またはその他の不法な収入を受取ってはならず、会社の財産を横領してはならない。

第 149 条 董事、高級管理職には、次の行為があってはならない。

- (1) 会社の資金を流用する。
- (2) 会社の資金をその個人の名義または他の個人名義で口座を開設し貯蓄する。
- (3) 公司定款の定め違反し、株主会、株主総会または董事会の同意を得ずに、会社の資金を他人に貸付けまたは公司財産を他人のための担保として提供する。
- (4) 公司定款の定め違反しまたは株主会、株主総会の同意を得ずに、自社と契約を結びまたは取引をおこなう。
- (5) 株主会または株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己または他人のた

めに会社に属する商機を獲得し、就任している会社と同類の業務を自らまたは他人のために営む。

(6) 他人と会社の取引の手数料を自分のものとして受取る。

(7) 無断で会社の秘密を開示する。

(8) 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為。

董事、高級管理職が前項の定めにより違反して得た収入は、会社の所有に帰すものとする。

第 150 条 董事、監事、高級管理職が会社の職務を実行するにあたり法律、行政法規または公司定款の定めにより違反し、会社に損失をもたらしたときは、賠償責任を負わなければならない。

第 151 条 株主会または株主総会が董事、監事、高級管理職に会議に出席するよう求めたときは、董事、監事、高級管理職は出席して株主の質問を受けなければならない。

董事、高級管理職は、監事会または監事会を置かない有限責任会社の監事に対して関係状況と資料を事実どおり提供しなければならないが、監事会または監事の職権行使を妨害してはならない。

第 152 条 董事、高級管理職が本法第 150 条で定める状況に該当するときは、有限責任会社の株主、株式有限公司の連続 180 日以上単独または合計して公司株式の 1% 以上を保有する株主は、書面により監事会または監事会を置かない有限責任会社の監事に対して、人民法院に訴訟を提起するよう請求することができる。監事が本法第 150 条で定める状況に該当するときは、前記の株主は、書面により董事会または董事会を置かない有限責任会社の執行董事に対して、人民法院に訴訟を提起するよう請求することができる。

監事会、監事会を置かない有限責任会社の監事、または董事会、執行董事が前項で定める株主の書面請求を受取った後に訴訟の提起を拒絶した場合、または請求を受取った日から 30 日以内に訴訟を提起しない場合、または緊急の状況でただちに訴訟を提起しないと会社の利益が補いがたい損害を受ける場合は、前項で定める株主は会社の利益のため、自己の名義で人民法院に直接訴訟を提起する権利を有する。

他人が会社の適法な權益を侵害し、会社に損失をもたらしたときは、本条第 1 項で定める株主は、前 2 項の定めにより人民法院に訴訟を提起することができる。

第 153 条 董事、高級管理職が法律、行政法規または公司定款の定めにより違反し、株主の利益を損なったときは、株主は人民法院に訴訟を提起することができる。

第 7 章 社債

第 154 条 本法でいう社債とは、会社が法定手続にしたがい発行する、一定の期限内に元本を償還し利息を支払うことを約定する有価証券を指す。

会社が社債を発行するときは「中華人民共和国証券法」で定める発行要件に適合していなければならない。

第 155 条 社債発行の申請につき国務院が権限を付与した部門の許可を受けた後、社債募集方法を公告しなければならない。

社債募集方法には、次の主要事項を記載しなければならない。

- (1) 会社の名称。
- (2) 債券で募集する資金の用途。
- (3) 債券総額と債券の額面額。
- (4) 債券利率の確定方法。
- (5) 元本償還と利息支払いの期限と方法。
- (6) 債券担保状況。
- (7) 債券の発行価格、発行の始期と終期。
- (8) 会社の純資産額。
- (9) 発行済で期限未到来の社債の総額。
- (10) 社債の受託販売機関。

第 156 条 会社が券面現物方式で社債を発行するときは、債券に会社の名称、債券の額面額、利率、償還期限等の事項を記載し、法定代表者が署名し、会社が押印しなければならない。

第 157 条 社債は、記名債券とすることができ、無記名債券とすることもできる。

第 158 条 会社が社債を発行するときは、社債原簿を備え置かなければならない。

記名社債を発行するときは、社債原簿に次の事項を記載しなければならない。

- (1) 債券保有者の氏名または名称及び住所。
- (2) 債券保有者が債券を取得した期日及び債券の番号。
- (3) 債券総額、債券の額面額、利率、元本償還と利息支払の期限及び方法。
- (4) 債券の発行日。

無記名社債を発行するときは、社債原簿に債券総額、利率、償還期限及び方法、発行日及び債券の番号を記載しなければならない。

第 159 条 記名社債の代行機関は、債券の登録、預託、利息支払、現金化等の関係制度を確立しなければならない。

第 160 条 社債は譲渡することができ、譲渡価格は譲渡人と譲受人が約定する。

社債を証券取引所で上場取引するときは、証券取引所の取引規則により譲渡する。

第 161 条 記名社債は、債券の保有者が裏書方式または法律、行政法規で定めるその他の方式により譲渡する。譲渡後、会社は譲受人の氏名または名称及び住所を、社債原簿に記載する。

無記名社債の譲渡は、債券保有者が当該債券を譲受人に引き渡すことによりただちに譲渡の効力が生じる。

第 162 条 上場会社は株主総会の決議により、転換社債を発行し、社債募集方法のなかで具体的な転換方法を定めることができる。上場会社が転換社債を発行するときは、国务院証券監督管理機関の許可を求めなければならない。

転換社債の発行にあたっては、債券上に転換社債の字句を明記し、社債原簿に転換社債の額を記載しなければならない。

第 163 条 転換社債を発行するときは、会社はその転換方法にしたがい債券保有者に株券を差換え発行しなければならない。但し、債券保有者は株券に転換するかまたは株券に転換しないかの選択権を有する。

第 8 章 会社の財務、会計

第 164 条 会社は、法律、行政法規及び国务院財政部門の規定にしたがい自社の財務、会計制度を確立しなければならない。

第 165 条 会社は、1 会計年度の終了時に財務会計報告を作成し、法により会計士事務所の会計監査を受けなければならない。

財務会計報告は、法律、行政法規及び国务院財政部門の規定にしたがい作成しなければならない。

第 166 条 有限責任会社は、会社定款で定める期限どおりに、財務会計報告を各株主に送付しなければならない。

株式有限会社の財務会計報告は、株主総会年次総会開催の 20 日前に自事に備え置き、株主の閲覧に供さなければならない。株式を公開発行する株式有限会社は、その財務会計報告を公告しなければならない。

第 167 条 会社が当年の税引後利益を分配するときは、利益の 10%を会社の法定積立金に計上しなければならない。会社の法定積立金の累計額が会社の登録資本の 50%以上となる場合は、それ以上計上しなくてもよい。

会社の法定積立金が以前の年度の欠損を補填するに足りない場合は、前項の定めにより法定積立金を計上する前に、まず当年度の利益で欠損を補填しなければならない。

会社は税引後利益のなかから法定積立金を計上した後、株主会または株主総会の決議により、税引後利益のなかからさらに任意の積立金を計上することができる。

会社が欠損補填及び積立金を計上した後に残った税引後利益について、有限責任公司の場合は本法第 35 条の定めにより分配し、株式有限公司の場合は株主の持つ株式の比率に応じて分配する。但し、株式有限公司の定款で持株比率による分配をしない旨を定めている場合はこの限りではない。

株主会、株主総会または董事会が前項の定め違反し、会社の欠損補填及び法定積立金の計上前に株主に利益を分配したときは、株主は規定に違反して分配された利益を会社に返還しなければならない。

会社の持つ自社株については、利益を分配してはならない。

第 168 条 株式有限公司が株券の額面額を超える発行価格で株式を発行して得た差益及び国务院財政部門が資本準備金に算入すると定めているその他の収入は、会社の資本準備金に算入しなければならない。

第 169 条 会社の積立金は、会社の欠損を補填し、会社の生産経営を拡大するのに充てまたは公司資本の増加に転用する。但し、資本準備金は会社の欠損補填に充ててはならない。

法定積立金を資本に転換するときは、残しておく当該積立金が増資に転用する前の公司登録資本の 25%を下回ってはならない。

第 170 条 会社が会社の会計監査業務を請負う会計士事務所の委任、解任をするときは、公司定款の定めにしたがい、株主会、株主総会または董事会が決定する。

会社の株主会、株主総会または董事会が会計士事務所の解任について採決するときは、会計士事務所の意見陳述を認めなければならない。

第 171 条 会社は委任する会計士事務所に対して、偽りのない完全な会計証憑、会計帳簿、財務会計報告及びその他の会計資料を提供しなければならない。拒絶、隠匿、虚偽の報告をしてはならない。

第 172 条 会社は、法定の会計帳簿のほか、別に会計帳簿を置いてはならない。

会社の資産について、いかなる個人名義によっても口座を開設して貯蓄してはならない。

第9章 会社の合併、分割、増資、減資

第173条 会社合併は、吸収合併または新設合併の方法をとることができる。

1の会社が他の会社を吸収することを吸収合併とし、吸収された会社は解散する。2以上の会社が合併して1つの新会社を設立することを新設合併とし、合併各当事者は解散する。

第174条 会社が合併するときは、合併各当事者は合併取決めを締結し、貸借対照表及び財産目録を作成しなければならない。会社は、合併の決議をした日から10日以内に債権者に通知し、30日以内に新聞で公告しなければならない。債権者は、通知書を受取った日から30日以内、通知書を受取っていないときは公告の日から45日以内に、会社に対して債務の弁済または相応の担保提供を求めることができる。

第175条 会社が合併する際は、各当事者の債権、債務は、合併後に存続する会社または新設する会社が承継しなければならない。

第176条 会社が分割するときは、その財産は相応に分割する。

会社の分割にあたっては、貸借対照表及び財産目録を作成しなければならない。会社は分割の決議をした日から10日以内に債権者に通知し、30日以内に新聞で公告しなければならない。

第177条 会社の分割前の債務は、分割後の会社が連帯責任を負う。

但し、会社が分割前に債権者との間で債務弁済について合意した書面による取決めのなかで別に約定がある場合は、この限りではない。

第178条 会社が登録資本を減少する必要があるときは、貸借対照表及び財産目録を作成しなければならない。

会社は登録資本減少の決議をした日から10日以内に債権者に通知し、30日以内に新聞で公告しなければならない。債権者は、通知書を受取った日から30日以内、通知書を受取っていない場合は公告の日から45日以内に、会社に対して債務弁済または相応の担保提供を求める権利を有する。

会社の減資後の登録資本は、法定の最低限度額を下回ってはならない。

第179条 有限責任会社が登録資本を増加するとき、株主が追加資本の出資を引受ける場合は、本法の有限責任会社設立の出資払込に関する定めによる。

株式有限会社が登録資本増加のために新株を発行するとき、株主が新株を引受ける場合

は、本法の株式有限公司設立の出資金払込に関する定めによる。

第 180 条 会社が合併または分割し、登記事項に変更が生じたときは、法により公司登記機関に対して変更登記手続をしなければならない。会社が解散するときは、法により公司抹消登記手続をしなければならない。新会社を設立するときは、法により公司設立登記手続をしなければならない。

会社が登録資本を増加または減少するときは、法により公司登記機関に対して変更登記手続をしなければならない。

第 10 章 会社の解散及び清算

第 181 条 会社は次の原因により解散する。

(1) 公司定款で定める営業期間が満了したときまたは公司定款で定めるその他の解散事由が生じたとき。

(2) 株主会または株主総会で解散を決議したとき。

(3) 会社の合併または分割により解散する必要があるとき。

(4) 法により営業許可証の取消、閉鎖命令を受けまたは廃止されたとき。

(5) 人民法院が本法第 183 条の定めにより解散させたとき。

第 182 条 会社が本法第 181 条第 (1) 号の状況に該当するときは公司定款を変更することにより存続することができる。

前項により公司定款を改正するときは、有限責任公司の場合は 3 分の 2 以上の議決権を有する株主により可決し、株式有限公司の場合は株主総会に出席した株主の持つ議決権の 3 分の 2 以上により可決されなければならない。

第 183 条 会社の経営管理に深刻な支障が生じ、引続き存続すれば株主の利益が重大な損失を受け、他の方法では解決できない場合は、公司の全株主の議決権の 10% 以上を持つ株主は、人民法院に会社の解散を請求することができる。

第 184 条 会社が本法第 181 条第 (1) 号、第 (2) 号、第 (4) 号、第 (5) 号の定めにより解散するときは、解散事由が生じた日から 15 日以内に清算委員会を設置し、清算を始めなければならない。有限責任公司の清算委員会は株主により構成し、株式有限公司の清算委員会は董事または株主総会が決定した者により構成される。期限をすぎても清算委員会を設置して清算をしないときは、債権者は人民法院に対して関係者を指定して清算委員会を組織し清算させるよう申請することができる。人民法院は、当該申請を受理し、すみやかに清算委員会を組織し清算をさせなければならない。

第 185 条 清算委員会は、清算期間中、次の職権を行使する。

- (1) 会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産目録をそれぞれ作成する。
- (2) 債権者に通知、公告する。
- (3) 清算に関係する会社の未了業務を処理する。
- (4) 未納の税及び清算過程で発生した税を清算納付する。
- (5) 債権、債務を整理する。
- (6) 会社の債務弁済後の残余財産の処理。
- (7) 会社を代表して民事訴訟活動に参加する。

第 186 条 清算委員会は、設置の日から 10 日以内に債権者に通知し、60 日以内に新聞で公告しなければならない。債権者は通知を受取った日から 30 日以内、通知書を受取っていない場合は公告の日から 45 日以内に、清算委員会にその債権を申告しなければならない。

債権者が債権を申告するときは、債権の関係事項を説明し、証明書類を提出しなければならない。清算委員会は、債権について受付をしなければならない。

債権申告期間中は、清算委員会は債権者に弁済をしてはならない。

第 187 条 清算委員会は会社財産を整理し、貸借対照表及び財産目録を作成した後、清算案を作成し、株主会、株主総会または人民法院に確認を求めなければならない。

会社の財産のなかから清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定補償金を支払い、未納の税を納付し、会社の債務を弁済した後の残余財産は、有限責任公司の場合は株主の出資比率に応じて分配し、株式有限公司の場合は株主の保有する株式の比率に応じて分配する。

清算期間中は会社は存続する。但し清算と関係のない経営活動をおこなうことはできない。会社の財産は、前項の定めにより弁済するまでは、株主に分配してはならない。

第 188 条 清算委員会が会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産目録を作成した後、会社の財産が債務完済に足りないことが判明したときは、法により人民法院に対して破産宣告を申請しなければならない。

会社が人民法院の破産決定と宣告を受けた後は、清算委員会は清算事務を人民法院に引き渡さなければならない。

第 189 条 会社の清算終了後、清算委員会は清算報告書を作成し、株主会、株主総会または人民法院に確認を求め、公司登記機関に提出し、公司登記の抹消を申請し、会社の終了を公告しなければならない。

第 190 条 清算委員会の構成員は職務に忠実に、法により清算義務を履行しなければならない。

清算委員会の構成員は、職権を利用して賄賂またはその他の不法な収入を受取ってはならず、会社の財産を横領してはならない。

清算委員会の構成員が故意または重大な過失により会社または債権者に損失を生じさせたときは、賠償責任を負わなければならない。

第 191 条 会社が法により破産宣告を受けたときは、企業破産に関する法律にしたがい破産清算を実施する。

第 11 章 外国会社の分支機構

第 192 条 本法でいう外国会社とは、外国法により中国国外で設立される会社を指す。

第 193 条 外国会社が中国国内で分支機構を設立するときは、中国の主管機関に申請を提出し、その会社定款、所属国の会社登記証書等の関係書類を提出し、許可を受けた後、公司登記機関で法により登記手続をし、営業許可証を取得しなければならない。

外国会社の分支機構の審査許可方法は、国務院が別途定める。

第 194 条 外国会社が中国国内に分支機構を設立するときは、中国国内で当該分支機構について責任を負う代表者または代理人を指定し、当該分支機構にその従事する経営活動に応じた資金を支給しなければならない。

外国会社の分支機構の経営資金について最低限度額を定める必要がある場合は、国務院が別途定める。

第 195 条 外国会社の分支機構は、その名称のなかに当該外国会社の国籍及び責任形態を明示しなければならない。

外国会社の分支機構は、当該機構に当該外国会社の定款を備え置かなければならない。

第 196 条 外国会社が中国国内で設立する分支機構は、中国法人格を有しない。

外国会社は、その分支機構が中国国内でおこなう経営活動に対して民事責任を負う。

第 197 条 許可を受けて設立される外国会社の分支機構が、中国国内で業務活動に従事するにあたっては、中国の法律を遵守しなければならないが、中国の社会公共の利益を損なってはならず、その適法な権益は中国の法律の保護を受ける。

第 198 条 外国会社が中国国内の分支機構を撤退するときは、法により債務を弁済し、本法の公司清算手続に関する定めにしたがい清算しなければならない。債務を弁済するまでは、その分支機構の財産を中国国外に移してはならない。

第 12 章 法律責任

第 199 条 本法の定め違反し、登録資本を偽って申告し、虚偽の資料を提出しまたはその他の詐欺手段を講じて重要な事実を隠して公司登記を取得したときは、公司登記機関が是正を命じ、登録資本を偽って申告した公司については、偽って申告した登録資本金額の 5%以上 15%以下の罰金を科す。虚偽の資料を提出しまたはその他の詐欺手段を講じて重要な事実を隠した公司については、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。情状が重い場合は、公司登記を取消しまたは営業許可証を取消す。

第 200 条 公司の発起人、株主が虚偽の出資をし、出資とする貨幣または非貨幣財産を引き渡さないまたは期日どおり引き渡さないときは、公司登記機関が是正を命じ、虚偽の出資金額の 5%以上 15%以下の罰金を科す。

第 201 条 公司の発起人、株主が公司成立後に、その出資を上げたときは、公司登記機関が是正を命じ、上げた出資金額の 5%以上 15%以下の罰金を科す。

第 202 条 公司が本法の定め違反し、法定の会計帳簿以外に別に会計帳簿を置いたときは、県級以上の人民政府の財政部門が是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。

第 203 条 公司が法により関係主管部門に提出する財務会計報告等の資料に虚偽の記載をしままたは重要な事実を隠蔽したときは、関係主管部門が直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して 3 万元以上 30 万元以下の罰金を科す。

第 204 条 公司が本法の定めどおり法定積立金を計上しないときは、県級以上の人民政府の財政部門が計上すべき金額を全額補充するよう命じるものとし、公司に対して 20 万元以下の罰金を科すことができる。

第 205 条 公司が合併、分割、登録資本減少または清算をする際に、本法の定めどおり債権者に通知または公告しないときは、公司登記機関が是正を命じ、公司に対して 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

公司が清算にあたり、財産を隠匿し、貸借対照表または財産目録に虚偽の記載をしままたは債務弁済前に公司の財産を分配したときは、公司登記機関が是正を命じ、公司に対して

隠匿財産または債務弁済前に分配した公司財産金額の 5%以上 10%以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

第 206 条 公司在清算期間中に清算と関係のない経営活動をおこなったときは、公司登記機関が警告処分とし、違法所得を没収する。

第 207 条 清算委員会が本法の定めどおりに公司登記機関に清算報告を提出しないとき、または清算報告を提出したが重要な事実を隠蔽もしくは重大な遺漏があったときは、公司登記機関が是正を命じる。

清算委員会の構成員が職権を利用して私情による不正をおこない、不法な収入の獲得をはかり、または公司財産を横領したときは、公司登記機関が公司財産の返還を命じ、違法所得を没収するものとし、あわせて違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科すことができる。

第 208 条 資産評価、出資検証または証明書確認を担当する機関が虚偽の資料を提出したときは、公司登記機関が違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科すものとし、あわせて関係主管部門が法により当該機関の業務停止を命じ、直接責任者の資格証書を取消し、営業許可証を取消することができる。

資産評価、出資検証または証明書確認を担当する機関が過失により重大な遺漏のある報告書を提出したときは、公司登記機関が是正を命じ、情状が重い場合は、得た収入の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科すものとし、あわせて関係主管部門が法により当該機関の業務停止を命じ、直接責任者の資格証書を取消し、営業許可証を取消することができる。

資産評価、出資検証または証明書確認を担当する機関が作成した評価結果、出資検証または証明書確認証明が事実と異なったために、会社の債権者に損失を生じさせたときは、自己に過失のないことを証明できる場合を除き、その評価または証明が事実と異なる金額の範囲内で賠償責任を負う。

第 209 条 公司登記機関が本法で定める要件に適合しない登記申請について登記し、または本法で定める登記要件に適合する登記申請について登記しないときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、法により行政処分に処す。

第 210 条 公司登記機関の上級部門が、公司登記機関に対して、本法で定める登記要件に適合しない登記申請につき登記するよう、または本法で定める登記要件に適合する登記申請について登記しないよう強制的に命令したとき、または違法な登記をかばったときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して法により行政処分に処す。

第 211 条 法による有限責任公司または株式有限公司の登記をせず有限責任公司または株式有限公司の名義を詐称したとき、または法による有限責任公司もしくは株式有限公司の支店の登記をせず、有限責任公司または株式有限公司の支店の名義を詐称したときは、公司登記機関が是正を命じるかまたは取締るものとし、あわせて 10 万元以下の罰金を科すことができる。

第 212 条 公司の成立後、正当な理由なく 6 カ月をすぎても開業しないとき、または開業後に自ら連続 6 カ月以上営業を停止したときは、公司登記機関は営業許可証を取消すことができる。

公司の登記事項に変更が生じた際に、本法の定めどおりに関係変更登記手続をしないときは、公司登記機関が期限を定めて登記を命じる。期限をすぎても登記しない場合は、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

第 213 条 外国会社が本法の定めに違反し、無断で中国国内に分支機構を設立したときは、公司登記機関が是正または閉鎖を命じるものとし、あわせて 5 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。

第 214 条 公司の名義を利用して国家の安全、社会の公共の利益をおびやかす重大な違法行為に従事したときは、営業許可証を取消す。

第 215 条 会社が本法の定めに違反し、民事賠償責任を負うとともに科料、罰金を納めるべきとき、その財産が支払に足りない場合は、まず民事賠償責任を負う。

第 216 条 本法の定めに違反し、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第 13 章 付則

第 217 条 本法の用語の定義は次のとおりとする。

(1) 高級管理職とは、公司の經理、副經理、財務責任者、上場公司の董事会秘書及び公司定款で定めるその他の者を指す。

(2) 支配株主とは、その出資額が有限責任公司の資本総額の 50% 以上を占めるものまたは保有する株式が株式有限公司の株式資本総額の 50% 以上を占める株主、出資額または保有する株式の比率が 50% に満たないが、その出資額または保有する株式を根拠として有する議決権が、株主会、株主総会の決議に重大な影響を与えるに足る株主を指す。

(3) 実質的支配者とは、公司の株主ではないが、投資関係、取決めまたはその他の地位を

通じて、実質的な公司支配行為ができる者を指す。

(4) 関連関係とは、公司の支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職とその直接または間接的に支配する企業との間の関係、及び公司の利益の移転をもたらす可能性のあるその他の関係を指す。

但し、国が株式支配する企業間では、それぞれ国の株式支配を受けることのみによって関連関係を有するものではない。

第 218 条 外商投資の有限責任公司及び株式有限公司には、本法を適用する。外商投資に関する法律に別の定めがあるときは、その定めを適用する。

第 219 条 本法は 2006 年 1 月 1 日から施行する。